

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 4

◇ 告 示

- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 6

◇ 公 告

- 北九州市公報第5418号により公告した一般競争入札の中止（2件）【技術監理局契約部契約課】 7
- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局農林水産部水産課】 9
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 13
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】 14

◇ 雑 報

- 福岡北九州高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の変更【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 17

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 桃園公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間を次のとおり定めることにしました。

(1) 供用時間及び出庫時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入庫時間 午前5時から午後10時まで

2 桃園公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円
普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき100円、1時間30分を超えて2時間30分以内の駐車は1台につき200円、2時間30分を超えて3時間30分以内の駐車は1台につき300円、3時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。	

この規則は、令和5年10月2日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月12日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第31号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年北九州市条例第30号）の施行期日は、令和5年10月2日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月12日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第32号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3条の2中「帆柱公園駐車施設」の次に「、桃園公園駐車施設」を加える。

別表第1の2中

帆柱公園駐車施設	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	を
----------	-------------------	-------------------	-------------------	---

帆柱公園駐車施設	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	に
桃園公園駐車施設	午前0時から 午後12時まで	午前5時から 午後10時まで	午前0時から 午後12時まで	

改める。

別表第1の3中

		1台1回（4時間を 超えた場合）	300円	を
--	--	---------------------	------	---

		1台1回（4時間を 超えた場合）	300円	
桃園公園 駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内 ）	1,000円	
	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台		

	<p>につき100円、1時間30分を超えて2時間30分以内の駐車は1台につき200円、2時間30分を超えて3時間30分以内の駐車は1台につき300円、3時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。</p>	に
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

改める。

付 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

北九州市告示第 3 4 6 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 6 条第 5 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市保育料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 9 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受託者	施設等の所在地	施設等の名称	委託期間
清田千年	北九州市八幡東区 槻田一丁目 4 番 5 0 号	ふたば保育園	令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第607号

令和5年8月23日発行第5418号北九州市公報における北九州市公告第571号により公告した次の一般競争入札を中止する。

令和5年9月12日

北九州市長 武 内 和 久

工事名 皿倉山ケーブルカー山上駅外壁等改修及び耐震補強工事

北九州市公告第608号

令和5年8月23日発行第5418号北九州市公報における北九州市公告第574号により公告した次の一般競争入札を中止する。

令和5年9月12日

北九州市長 武 内 和 久

工事名 皿倉山ケーブルカー山上駅外壁等改修及び耐震補強電気工事

北九州市公告第609号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月12日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 期間

この公告の日から令和5年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和5年10月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 期間 令和5年9月15日から同月29日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所7階71会議室

6 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

7 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用して

いる者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 受付期間

令和5年11月24日から令和6年1月31日まで（日曜日等及び令和5年12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

電話 093-582-2086

別表

区 画 番 号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿 地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
23	若松区大字安屋 3686番地1 5	宅地	254.72	6,630,000	令和5年10月 25日(水) 午前9時30分

北九州市公告第 6 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 9 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区上到津四丁目 1 9 8 9 番 1 1	北九州市門司区黄金町 3 番 4 - 1 0 2 号 株式会社なかやしき 代表取締役 中屋敷善太郎
北九州市八幡西区楠橋下方一丁目 1 2 2 8 番 2 及び 1 2 3 0 番 1	北九州市小倉北区金鶏町 1 番 3 8 号 大串康之

北九州市公告第612号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月12日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和4年分合筆等に係る附属図の修正業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課他
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日の前3年間に附属図修正業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績のあること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課
 - イ 日時 この公告の日から令和5年9月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 入札説明会開催通知及び仕様書等の交付
アの場所において無償で交付する。

(2) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和5年9月27日 午前10時

ウ 途中入場は、認めない。

(3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和5年9月28日午後4時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和5年9月29日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和5年10月3日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和5年9月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和5年9月22日午後5時までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

福岡北九州高速道路公社公告第5号

福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）は、公社の高速道路の料金に係る徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき以下のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公告する。

「福岡北九州高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」（平成22年4月14日付け福岡北九州高速道路公社公告第1号）は廃止する。

令和5年9月12日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

（適用）

第1条 法第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（料金の收受を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第4条 料金の收受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金收受機等が料金の收受を行うことができる程度に当該料金收受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の收受後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

(通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第5条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等が通行券の交付を行うことができる程度に当該料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

(E T C専用施設における通行方法)

第6条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 二 E T C通行車以外の通行車両は、E T C施設を通過してはならない。

(E T C・一般共通有人施設における通行方法)

第7条 E T C・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 E T C通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。
- 二 E T C通行車以外の通行車両は、第3条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(E T C・一般共通機械式施設における通行方法)

第8条 E T C・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 E T C通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。
- 二 E T C通行車以外の通行車両は、第5条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第9条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。